県立都市公園における施設の一部利用休止延長について

令和２年４月８日

県立長生の森公園内の運動施設の利用は「３つの密」※のいずれかに該当することから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設の利用を令和２年４月４日（土）から**５月６日（水）**まで　休止いたします。

なお、公園内の広場、園路等のご利用はできますが、利用の際には感染防止策を実施の上、ご利用をお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

施　設　名	県立長生の森公園
休止とする期間	**５月　６日（水）延長** 令和２年４月４日（土）～ ~~４月１２日（日）~~
休止とする施設	野球場・庭球場・ゲートボール場

※「３つの密」とは
- 換気の悪い密閉空間
- 多数が集まる密集場所
- 間近で会話や発声をする密接場面

長生の森公園管理事務所